



「釧路ガスのでんき」 付帯割引 適用開始について

釧路ガス株式会社（本社：釧路市／取締役社長 両角 幹彦、以下「釧路ガス」）は、2019年10月から「釧路ガスのでんき」※1の販売を開始し、これまでに多くのお申込みをいただいております。

この度、「釧路ガスのでんき」をご契約のお客さまが使用されるガス機器の種類や組み合わせに応じて、さらに電力量料金がお得になる『付帯割引』の適用を開始することとなりましたので、お知らせいたします。

釧路ガスは、今後も地域のエネルギー事業者として、お客さまの快適な暮らしをつくるお手伝いができるよう努めてまいります。

記

1. 適用開始日 2020年4月1日

※『付帯割引』をお申込み後、直近の定例検針日からの割引適用となります。

2. 対象となるお客さま

釧路ガス電灯 B 又は釧路ガス電灯 C をご契約中で、特定のガス機器をご使用のお客さま

※既にご契約いただいている付帯割引 適用対象のお客さまにつきましては、順次 意思確認を行い、割引適用とさせていただきます予定となっております。

3. 割引率について（適用条件にある機器は、釧路ガスの供給している都市ガスを燃料としているガス機器に限ります）

		割引率	主な適用条件
家庭用	給湯・暖房・融雪割	1%	給湯能力10号以上の給湯器・FF暖房機・ガスロードヒーティングのいずれかを設置し、使用している場合
	給湯+暖房割	2%	給湯能力10号以上の給湯器+FF暖房機、またはガスセントラルヒーティング（エコジョーズ等）を設置し、使用している場合
	マイホーム発電割	3%	ガス発電機（コレモ）、燃料電池（エネファーム）のいずれかを設置し、使用している場合
業務用	給湯・暖房・融雪割	4%	給湯能力10号以上の給湯器・FF暖房機・温水ボイラー・ガスロードヒーティングのいずれかを設置し、使用している場合
	空調割	5%	GHP または吸収式冷温水機のいずれかを設置し、使用している場合
	CGS割	6%	定格発電出力3キロワット以上のガスコージェネレーションを設置し、使用している場合

以上

【お問い合わせ先】

釧路ガス株式会社（釧路市寿4丁目1番2号）
営業部 営業課
電話：0154-22-8101（代表）
E-mail：kgas-denki@kushiro-gas.co.jp

※1：「釧路ガスのでんき」

釧路ガス株式会社は北海道ガス株式会社（「小売電気事業者」登録番号 A0039）が供給する電気を取り次ぎ販売しております。